

# 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則及び指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

## (提案理由)

地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員の制度の導入に伴い、関係規定を整理する必要がある。

### 参考：関係法令条項

#### ● 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成20年4月1日施行 教育委員会規則第5号)

#### 第2条 (教育長へ委任しない事務)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則及び指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

### 2 制定の必要性

地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員の制度の導入に伴い、関係規定を整理する必要がある。

### 3 内容

#### (1) 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部改正【第1条】

この規則に定める臨時の職が会計年度任用職員に移行することに伴い、所要の規定の整理を行う。(第4条関係)

#### (2) 指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部改正【第2条】

この規則に定める「非常勤の講師」が会計年度任用職員に移行することを踏まえ、文言の整理を行う。(第2条関係)

#### (3) この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則及び指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

(熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「臨時及び」を削り、同条中「外」を「ほか」に改め、「臨時及び」を削る。

(指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部改正)

第2条 指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則(平成15年熊本県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「非常勤の講師」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則 (昭和 45 年熊本県教育委員会第 18 号) 新旧対照表 【第 1 条関係】

旧	新
<p>(臨時及び非常勤の職) 第 4 条 前 3 条の職の外、臨時及び非常勤の職については、別に定める。</p>	<p>(<u>        </u>非常勤の職) 第 4 条 前 3 条の職のほか、<u>        </u>非常勤の職については、別に定める。</p>

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則（平成15年熊本県教育委員会規則第1号）新旧対照表 【第2条関係】

旧	新
<p>(用語の定義)                      第2条 この規則において、「教諭等」とは、熊本県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が任命する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。))を除く。)及び講師(再任用職員及び非常勤の講師を除く。)をいう。                      2・3 (略)</p>	<p>(用語の定義)                      第2条 この規則において、「教諭等」とは、熊本県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が任命する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。))を除く。)及び講師(再任用職員及び会計年度任用職員を除く。)をいう。                      2・3 (略)</p>

県立学校全体の職

法令に特別の定めがある職 (第1条)

【常勤】

・校長、教頭、教諭、養護教諭等

(法令)

・学校教育法 37条、60条、69条、82条

【臨時的任用教職員】

・講師、養護助教諭、事務職員、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員、学校図書館事務職員

臨時的任用職員 (教職員) (法令)

・学校教育法 37条、60条、69条、82条  
・地方公務員の育児休業等に関する法律第6条  
・地方公務員法第22条

【特別職非常勤職員】

・学校医、学校歯科医、学校薬剤師

特別職非常勤職員 (法令)

・学校保健安全法 23条

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則に明記されている職 (第2条～第4条)

【常勤】(第2条 事務職員の職及び技術職員の職)

(役付職員)

・審議員、主任事務長、事務長、事務主幹、事務主査、技術主査、船長

(一般職員)

・主任事務職員、主任学校図書館事務職員、主任技師、事務職員、学校図書館事務職員、技師

常勤の職の設置についての規定のため、そのまま規則に残す。

【常勤】(第3条 主任実習助手等の職)

・主任実習助手、主任寄宿舎指導員、技能労務職員

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部改正部分

【臨時及び非常勤の職員】

(第4条 臨時及び非常勤の職)での

臨時の職については、以下の職を示す。

・学校技師、農務技師(臨時職員(A))等

※臨時職員(A)…臨時の職に任用される者で、臨時職員(B)を除くもの。

※臨時職員(B)…臨時の職に任用される者で、現地で雇用される単純な労務に従事する作業員、整理員等をいう。

非常勤の職については、以下の職を示す。

・非常勤講師、非常勤職員(調理員、介助員、学校補助員、S.C、S.S.W等)

第4条に規定する「非常勤の職」に包括されるため、既存の「臨時の職」の文言は、不要となる。

非常勤の職

会計年度任用職員

(一般事務、事務補助、技術、技能労務、教員に分類)

(新地公法 22-2)

※臨時職員はこちらに移行する

・「法令に特別の定めがあるもの」でない、特別職非常勤職員(助言、調査、診断その他総務省で定める事務等に限る。)

特別職非常勤職員

(新地公法 3-3 各)